

改正

令和5年8月4日告示第112号

山武市公益通報の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する通報対象事実のうち、処分又は勧告等をする権限を有する市の行政機関になされる労働者からの公益通報（以下「行政機関通報」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(通報者の範囲)

第3条 行政機関通報を行うことのできる者は、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の役員のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者とする。

(通報対象の範囲)

第4条 行政機関通報を行うに当たっては、通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合又は通報対象事業が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録を含む。）によらなければならない。

(相談及び外部通報窓口)

第5条 行政機関通報に関する相談に関する窓口を総務部総務課に置く。

2 行政機関通報は、第1条の処分又は勧告等の権限に係る事務を所管する課等（以下「通報窓口」という。）において受け付けるものとする。

3 通報窓口においては、行政機関通報をした者（以下「通報者」という。）の秘密保持に配慮し、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持

されることを当該通報者に対して説明するものとする。

4 通報窓口においては、行政機関通報としてなされた通報について市の行政機関が処分又は勧告等の権限を有しないときは、通報者に対し、その処分又は勧告等の権限を有する行政機関を教示しなければならない。

5 通報窓口においては、通報がなされた後、これを法の規定に基づく行政機関通報として受理したときはその旨を、行政機関通報として受理しないときはその旨を、公益通報受理・不受理決定通知書（別記第1号様式）により通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

（調査）

第6条 通報窓口においては、行政機関通報について必要な調査を行わなければならない。

2 前項の調査を行うに当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

（措置）

第7条 通報窓口においては、前条第1項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置を採らなければならない。

（調査の進捗状況等の通知）

第8条 通報窓口においては、通報者に対し必要に応じ、調査の進捗状況について通知するものとする。

2 通報窓口においては、行政機関通報として処理する旨の通知をした後、通報された内容の事実に係る処分又は勧告等をする権限を有していないことが明らかになったときは、その通報の処理を中止し、その旨及び理由並びに調査等の経過を、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。

3 通報窓口においては、調査の結果及び採った措置の内容を、通報者に対し、公益通報調査結果・是正措置等通知書（別記第2号様式）により遅滞なく通知するものとする。ただし、通知すること自体が次項に規定する配慮すべき事項を侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

4 通報窓口においては、前3項の規定による通知をするときは、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

（職員の義務等）

第9条 職務上行政機関通報としてなされた通報の秘密を知り得た職員は、その秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 職員は、自らが関係する行政機関通報の事案の処理に関与してはならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政機関通報に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年8月4日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行する。